

第9回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書

平成20年3月4日

議事堂601特別委員会室

- 1 パブリック・コメント等の意見の検討
- 2 その他

三重県食の安全・安心の確保に関する条例(仮称)(骨子案)に対する意見募集について(未定稿)

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
前文			1	前文を設けることで、県の「食の安全・安心の確保」に対する考え方や姿勢を県民に伝えることが期待できます。このことから、前文は平易な表現を使い簡潔なものとしていくことが必要と考えます。よって(4)および(5)を中心とした簡潔なものとしていく必要があると考えます。 また、「県産食品の供給拡大」は、あくまで県産食品の安全性の確立によってもたらされる結果(二次的なもの)であり、条例でめざす県の軸足が消費者なのか生産振興なのかわかりづらいものになっており修正の必要があると考えます。	御意見のとおり、前文はできるだけ平易な表現を使い簡潔なものとしていくことも大切であると考えますが、一方で、前文も条例の一部を構成するものであり、一定の書き方、形が存在します。前文のある法律・条例などの例を見ると、起承転結の形をとっているものが一般的かと思われます。あまりにも簡潔にしすぎると前文としての体をなさなくなってきます。 また、県産食品の供給拡大については、御意見のとおり食の安全・安心の確保の結果もたらされるという考えもありますが、生産者に規制を課すのみではなく、生産者を支援することも重要であると考えておりますので前文に規定した次第であります。消費者保護に軸足を置きつつ、生産者の支援にも配慮したものとしています。
			2	今回、三重県議会が「食の安全・安心確保のための条例(仮称)」骨子案をまとめられたことは、本県における食品安全行政確立の前進に大きく寄与するものであり、心より歓迎し、その基本理念に賛同いたします。また、前文があることで、この条例が高い理念をもって県民の食を守ろうとしていることがわかります。	御意見として参考にさせていただきます。
			3	前文(5)について 県産食品とはどこまでのものを指すのか。骨子案全体からは、農林水産物に絞られているように読める。加工食品は、どの様な位置付けで考えられているのか不透明である。 例えば - 1、2、5に於いては農林水産物と記されており、加工食品についての記載はない。	この条例の前文中における「県産食品」については、三重県で生産、製造、加工などが行われるすべての食品を指すものと考えておりますが、前文は条例を制定する背景、理由などを記述したものであり、直ちに条例中の文言(「県産食品」)が具体的な権利・義務関係の対象となるものではありません。 - 1、2、5は、安全な農林水産物の供給(食品衛生法違反の農林水産物の出荷禁止など)について規定しています。加工食品については食品衛生法第11条において、その製造、加工自体に規制の網がかかっていることから、この条例の中で新たに規制を行う余地は少なく、- 1、2、5においては加工食品については規定していません。
			4	食の安全・安心には食品の安定供給も含まれているのではないかと。 食の安全・安心について大事なこと 食べるものが安定供給される、食品について確かな情報がある、食品のリスクをどう考えるかということ 以上の3点のうち についても自給率が40%を割っており食料不足が来ると言われている中で「前文」及び「基本的施策」で少しは触れてほしい。	御意見のとおり、食品の安定供給は広い意味で「食の安全・安心」に含まれるとも考えられますが、究極の目的は、食の安全・安心の確保を通じた、健康被害の防止に主眼を置いたものとして考えております。
			5	(3)について、この項は見方や考え方により異なることがあるため以下のように提案する。 「削除」 科学技術の発達は - 遺伝子組換え食品、分析技術の発達は残留分析の件数、精度の向上等も考えられ 国際的な物流の拡大 - 食生活を豊かにしている反面、BSE問題、鳥インフルエンザ等の危険性の増大等もあり。食品への有害物質の残留等の可能性は - 増大しているとは思えない。 新たな食品製造技術は - インスタント食を含め食の幅を豊かにしている等。	色々な考え方や見方があることは承知しておりますが、これらの事項が食の安全性を低下させていることを述べているものではありません。これらの事項が、消費者の食の安全性に対する不安感を生じさせていることも一方で事実であると考えられることから、その旨を「否めない」と表現しているものです。
			6	(3)について、物流の拡大や食品製造技術の開発が有害物質による食品汚染を拡大しているとは考えられない。 また、前文としては内容が複雑で、わかりやすく簡素にならないでしょうか。	これらの事項が消費者の食の安全性に対する不安感を生じさせていることも一方で事実であると考えています。 前文はできるだけ平易な表現を使い簡潔なものとしていくことも大切であると考えますが、一方で、前文も条例の一部を構成するものであり、一定の書き方、形が存在します。あまりにも簡潔にしすぎると前文としての体をなさなくなってきます。この条例の前文を規定するに当たっては、他の法律・条例等の前文の構成、形なども参考に作成いたしました。
			7	前文のなかに食の安全・安心を確保することからも地産地消の文言を入れていただきたい。	地産地消は、広い意味では「食の安全・安心」に含まれるとも考えられますが、この条例の究極の目的は、食の安全・安心の確保を通じた、健康被害の防止に主眼を置いたものであり、その旨を前文において述べています。
	1 目的	8	県民の健康保護が施策を推進した結果によって得られるものとして表現されています。 一方、3の基本理念では(1)として、消費者を軸とした健康の保護を中心として書かれています。 本項では県民の健康保護と安全・安心な食品の供給及び消費の拡大が並列で記載され、前項でも述べたように、本条例の軸足が県民の健康保護か生産振興なのかわかりづらいものになっており、 の基本理念にあわせた表現に修正する必要があると考えます。	県産食品の供給拡大については、御意見のとおり食の安全・安心の確保の結果もたらされるものでもありますが、食の安全・安心を確保するためには、供給者である生産者に対する規制を課すのみではなく、安全・安心な食を生産するために必要な支援を行うことも一方で重要であると考えております。	
		9	「…用語の意義は、次のとおりとする。」 「…用語の定義は、次のとおりとする。」ではないのか。	各号列記で用語の定義を規定する場合は、「…用語の意義は、次のとおりとする。」と規定するのが通例となっています。	

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)	
総則	2 定義		10	「食品関連事業者 食品等又は肥料、農業…」 「事業者：肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行うものをいう。」 のように、栃木県条例の書き方が「県産品」の安全性を高らかに謳うのであれば、川上からの従事される事業を記載していく方がわかりやすい。 中途半端な食品関連事業者と記するより、事業者とはの定義で充分と考える。 また、「食品等」ではなく、明らかに食品若しくは添加物と明確に標記がより具体的で分かりやすく、「等」は極力避けるべきと考える。	本条例における「食品関連事業者」の定義については、食品安全基本法における食品関連事業者の定義との整合性を図っています。	
			11	(3)「安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の」について 前段に生産資材名がありながら、また、ここで再度取り上げるのは、農林漁業の生産資材だけが安全性に影響があるようにとれる、またおそれがあるものの判断基準等はどうか。以下のように提案する。 「(3)食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。」	本条例における「食品関連事業者」の定義については、食品安全基本法における食品関連事業者の定義との整合性を図っています。	
			12	(3)食品関連事業者は県内業者のみが対象か、県外も含むのか。	条例は県の区域内においてその効力を有します。この条例は、三重県内における食の安全・安心を確保するためのものであることから、基本的には、県の区域内において事業活動を行う食品関連事業者は、県内業者と県外業者との区別なく条例の対象となりますが、個別の条項の内容に応じて、対象となる場合とならない場合とがあります。	
			13	修正規定 (3)「食品関連事業者 食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。」 (理由) - 2 - (2)に食品等に農林水産物が含まれていることが明記されているので、わざわざ入れる必要はない。	本条例における「食品関連事業者」の定義については、食品安全基本法における食品関連事業者の定義との整合性を図っています。	
	3 基本理念		14	(3)「食の安全・安心確保は、食品等の安全性を高めるための措置が講ぜられ、…」について 「食品の安全・安心確保は、このために必要な措置が講ぜられ、…」に修正。 食品の安全性の確保のための措置を講じることは、理解できるが、食品の安全性を高めるとは、どういうことなのか分かりづらい。 食品安全基本法においても、安全性の確保について記載されているが、安全性を高めることについては、触れていない。	検討いたします。	
	4 県の責務		15	県の責務の条項は簡単すぎる。何を行うべきか少なくとも次項、5 食品関連事業者の責務、6 県民の役割のように、県として食品関連事業者に対してどのような責務があるのか、県民に対してどのような責務があるのかを記載すべきではないか。 また、7、9の項目はわかりやすくするために設けられたものと思われるが、県の責務として纏められるものとする。	この条例は、責務規定の中において、「食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務」を有する旨を県に課しています。この責務の下に基本方針及び県の実施すべき基本的施策が規定され、県が施策を総合的に策定することとなっています。他の法律、条例においてもこのように責務規定を整理するのが一般的となっています。	
			16	昨年発生した和菓子における不適正表示等の事案に対して、食品製造業者に対する表示説明会が開催されるとともに「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」が作成されました。こうした地道な取り組みも含めて、本県における食品安全行政確立のための施策を継続し定着させていくことが必要であると考えます。食品製造業者等に対してきめ細かな説明と指導をおこなうことにより食の安全・安心の確保をはかることは県の責務であると考えます。このことから、県の責務に「実効性のある施策を計画的に策定し、関係者への説明・指導を徹底し、継続して実施する」ことを追加・明記することを要望します。	この条例は、責務規定の中において、「食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務」を有する旨を県に課し、この責務の下に基本方針及び県の実施すべき基本的施策を規定しており、ご意見の趣旨を盛り込んでいると考えています。また、関係者への説明・指導については、の基本的施策の中で規定しています。	
			17	(4)「県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する責務を有する」とあるが、たとえば安全な食品生産のため農薬肥料を30%低減する目標を推進する施策に対し、農業者及び農薬肥料流通業者が県の施策だから積極的に協力する責務があるといわれても事実上困難であるため、以下のように提案する。 「(4)食品関連事業者は、事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力するものとする。」	食品関連事業者は、日々の食品を消費者に供給する当事者であり、消費者に安全な食品を供給する上での「第一義的責任」を有する立場にあることから、食の安全・安心の確保に関して行政が行う施策についても積極的に協力をいただくべきものと考えています。	
			18	(1)「第一義的責任」について 「第」を削除して、「一義的責任」に修正。食品安全基本法の条文に「一義的責任」と記載されているため。	食品安全基本法においても第8条(食品関連事業者の責務)をはじめ、他の法律においても、「第一義的」という文言が使われています。	
		5 食品関連事業者の責務		19	(4)「…施策に協力する責務を有する」について 「積極的」を削除して、「…施策に協力する責務を有する」に修正。食品安全基本法の条文に「積極的」と記載されているのは、第9条(消費者の役割)のみであるため。	食品関連事業者は、日々の食品を消費者に供給する当事者であり、消費者に安全な食品を供給する上での「第一義的責任」を有する立場にあることから、食の安全・安心の確保に関して行政が行う施策についても積極的に協力をいただくべきものと考えております。

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
			20	(4)文中の <u>積極的に</u> を削除し、協力の範囲を明確にしていきたい。	食品関連事業者は、日々の食品を消費者に供給する当事者であり、消費者に安全な食品を供給する上での「第一義的責任」を有する立場にあることから、「食の安全・安心の確保に関して行政が行う施策」についても積極的に協力をいただくべきものと考えております。
			21	県の消費生活室のしている「くらしの講座」を実施してほしい。	条例の運用上の問題であると考えます。
	6	県民の役割	22	県民が努める、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策とは？ 基本的施策の二 県民の参加等の1, 2の条項と理解すればよろしいか。	県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策とは、御意見のように限定はされません。食の安全・安心を確保するためには、県、食品関連事業者、県民それぞれが重要な役割を果たすことから、食の安全・安心の確保に関する施策について、その個別具体的な内容に応じて、県民にも協力いただきたいとの旨を規定するものです。
	7	国等との連携等			
	8	年次報告	23	今はホームページが多いが、県政だよりみえで公表してほしい。	条例の運用上の問題であると考えます。
	9	財政上の措置			
基本方針		1 基本方針	24	方針は「進んでいく方向。めざす方向」(広辞苑)であり、漠然としたものに過ぎません。より具体的な「計画」を策定し、実践することで、本条例が実効性のあるものとなることを考える事から、の基本的施策およびの安全・安心の確保に関する措置をより具体的に「基本計画」の明記が必要であると考えます。また、県民が県の食の安全を確保するための施策を実感し、安心感につなげる意味でも「基本計画」の明記が必要であると考えます。	条例に規定する基本方針は、現在策定されている「食の安全・安心確保に関する基本的な方針」を考えています。この基本方針に基づいて具体的な行動計画が策定されますので、条例の実効性については確保されるものと考えています。
		1 体制の整備			
			25	「県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において…」としているが、県産食品或いは県内に於いて生産、製造された食品等とした方が良いのではないかと考える。 県外の食品等にまで監視指導体制は及ばないと考える。 県外の食品等については関係官庁に監視指導体制の強化を要望していくという文言を追加するのが良いのではないかと考える。	この規定は、県内において生産、製造、加工、販売などが行われる食品等について規定したものでありますが、御意見いただいた、「県外の食品等」についても、販売の段階においては監視、指導、検査等が必要となることも考えられます。したがって、現行の記述で妥当であると考えます。また、「関係官庁への監視指導体制の強化の要望」については、 - 7(国等との連携等)に該当するものと考えています。
		2 監視指導体制の強化	26	「…食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、一貫した監視、指導、検査は…」は、県で一貫した指導、検査体制をしいてもらえますか？ 養鶏業界は、家畜保健衛生所の適切且つ熱心な指導の下で安全、安心、安価な鶏卵を安定して生産・販売を行っておりますが、家畜保健衛生所の条例に基づく検査料は高く、民間検査所へ移行していく生産者も増えております。このような状況で一貫した指導、検査体制は整うのでしょうか。 また、食品等の生産から販売までは指導機関が異なり、「…食品等の生産から販売に至る行程の必要な各段階において、監視、指導、検査その他…」となるのではないのでしょうか？	検討いたします。
			27	章(総則)の5項目(食品関連事業者の責務)で、食品関連事業者の責務があると書かれており、章(基本的施策)の一節(安全・安心の推進)の2項目(監視指導体制の強化)で、一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講じることを謳っておりますが、実際の予算配分で実施して県民が満足できる結果がでるのか疑問が残るところであります。県の予算が逼迫している現状で、違反とのイタチゴッコの関係である取り締まりに人件費と検査費用を多くかけるのは如何なものか。食品製造に携わる者として経験上、衛生品質管理構築において一番大事なことは、施設の増設や検査頻度向上でなく、企業トップのコンプライアンス経営と現場で働く従業員の教育にあると確信しております。	御意見のとおり、食品関連事業者の法令順守の意識と従業員教育が一番大切であると考えていますが、一方で、監視、指導体制などを充実させることも食の安全・安心を確保するためには必要であると考えます。
		3 調査研究の推進	28	調査は消費者団体でも出来ると思います。	この規定は、食の安全・安心を確保するための調査研究を県の基本的施策として規定するものであり、消費者団体が行う「調査」については規定したものではありません。消費者団体が行う「調査」については、 - 二 - 3(施策提案)、4(危害情報の申出)において、その調査結果をお知らせいただくことも可能と考えています。
			29	各地域で指導者になれる人を育成してほしい。	条例の運用上の問題であると考えます。

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
基本 的 施 策	一 安 全・安 心の推 進	4 人材 の育成	30	専門的な知識を有する人材を育成するための必要な措置を講ずる旨や6項目(適正表示の推進)で、表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行い、表示に係わる制度の普及啓発その他必要な措置を講ずる旨が書かれています。趣旨には賛同いたしますが、具体的に、誰にどのような教育をどこまで行うのか明示して頂きたい。交通事故防止や渋滞緩和のため警察官の取締りを増やすのではなく、道路標識や信号、バイパス等のインフラ整備に予算を使うように、予算配分を事業者への教育訓練中心に、如何に行っていくか具体的な施策の中で明示して頂きたい。(但し、様々な業種を一緒に行くと、聞いている方には、範囲が広くて非常に分かりづらいという意見が多いので参考にして頂きたい。) (例)・食品事業者別(農産、畜産、水産、菓子類、加工食品、冷凍食品等)に安全・安心な商品を製造するための勉強会(コンプライアンス経営、食品製造に関する関連法令、HACCP手法、食品の規格基準等)、同じく事業者別の表示講習会の開催を実施する。 事業者別に行うところがポイントなので是非検討して頂きたい。 ・見本となる食品事業者の現場が分かり、実際の製造技術はもとより法律や基準、表示等に明るい人間を講師に招くのも一つの方法であります。	条例の運用上の問題であると考えます。
			31	家庭、地域、学校その他の様々な場所における食育の取組みの推進と食の安全・安心に関する知識の普及啓発を行うとありますが、是非、消費者教育を強力に推進して頂きたい。現在の消費者は、情報による知識を豊富に持っているも、親や年配者からの伝承による豊かな生活の知識や元の原材料の鮮度の見分け方や保存方法・調理方法の知識に乏しいものがあります。そのため、視覚による見た目や表示及びテレビ等の情報でしか判断せず、人間の持つ五感での大切な判断がなおざりにされ、直ぐに食品を廃棄すれば良いと言う風潮になっております。現在、先進国では最低の食料自給率39%(カロリーベース)なのに食料を無駄に捨てるこのような風潮では、子供たちの将来がどうなっていくのか憂いを感じるところであります。 具体的には、 ・食糧生産の重要性から、地産地消の特色を生産者団体に呼びかけ、学校・地域等で勉強会を数多く開いて頂きたい。 ・食品において、何が安全で、何が危険か、公平な立場で話ができる人の人選をお願いしたい。 ・NACS(日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)等は幅広い見識を持った、消費生活問題の専門家団体なので是非活用して頂きたい。 ・一部の学校給食へ県産品を提供しておりますが、低予算、均一の規格、鮮度保持(生鮮のものは難しい)等の点で参入が厳しい現状にあります。地産地消の観点から、県産品が登用されるための体制づくりをお願いしたい。	食育の内容及び地産地消の具体的な内容は、この条例も含めた、県の各種制度の運用において適切に実施されるものと考えます。
			32	「食の安全・安心の確保」の推進については、県内29市町の理解、連携、協働が必須であり、特に、食育の推進については、市町の動き次第であると考えますので、相応の位置づけをお願いしたい。	- 7 国等との連携等において、「県は、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、国又は他の地方公共団体との密接な連携を図るものとする。」と規定し、市町との連携についても位置付けています。
		6 適正 表示の推 進	33	食品表示ウォッチャーを置いて県民も協力したい。	条例の運用上の問題であると考えます。
		7 自主 基準の設 定及び公 開の促進	34	基準の設定は栽培暦、公開は栽培履歴でいいのか。	食品の生産、製造、加工等については、食品衛生法やJAS法をはじめその他の法令に基づく基準がありますが、その基準の範囲内において、生産者が自ら基準を定めるとともに、公開を促進するための措置を講ずることを考えています。基準の例としては、例えば、農薬の使用基準、賞味・消費期限の設定基準などが考えられます。
			35	食品等に係わる食の安全・安心に関する基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講じるとありますが、食品の自主基準設定については慎重には慎重を期して判断して頂きたい。一般に報道関係者は、基準と名の付くものは、その基準を超えれば即、食中毒や重大な健康被害が出るように視聴者へ訴えかけることが多く、食品関連事業者への風評被害が甚大になってきております。自主基準を設定する場合、設定の経緯や根拠を充分配慮して消費者へ説明して頂きたい。 具体的には、 ・基準を決める意味を、正確に伝えることができる専門家を講師として勉強会や公開の意見聴取会を開催して頂きたい。 ・食品分野別に合理的妥当性のある自主基準の設定をお願いしたい	この条例案において考える自主基準は、法令の範囲内において、「自主的」に決めるものであり、法令よりも厳しいものを義務付ける趣旨ではありません。食品関連事業者が、自主基準を定めるに当たり、県が情報の提供、助言などをはじめとした技術的支援などを講ずることを考えているものであり、県が基準を定めるものではありません。
			36	法律を超える公開要件を設定すべきではないと考えます。事業者の過度の負担とならないよう配慮をお願いします。	この規定において考える自主基準は、法令の範囲内において、「自主的」に決めるものであり、法令よりも厳しいものを義務付ける趣旨ではありません。食品関連事業者が、自主基準を定めるに当たり、県が情報の提供、助言などをはじめとした技術的支援などを講ずることを考えているものであり、県が基準を定めるものではありません。
		37	三重ブランドの認証を多くしてほしい。	認証制度においては、現在実施している認証制度等の活用を考えており、運用上の問題と考えます。	
		38	地産地消を進めるに当たり今後共に県の協力をお願いしたい。また、中山間地の農家の生産物を教えてほしい。	運用上の問題であると考えます。	

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)	
二 県民の参加等	8 認証制度		39	「…又は一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的に推進し、…」とありますが、どのような認証制度をお考えでしょうか？ 三重県では、厚生労働省の見地からは「HACCP」、農林水産省の見地からは「有機JAS」などの既存の認証制度が縦割り存在しています。これらに対して安全・安心を担保するために「どのような検査機関」が認証することになるのでしょうか？ 或いは、認証制度では三重ブランド認定制度を挙げられているが、県民の健康被害に直接係わる食の安全性確保の為に三重県HACCP手法認定制度(衛生管理制度)の推進も必要であると考えます。	認証制度については、現在行われている認証制度等を活用することが考えられます。例としては、「みえの安心食材」、「三重ブランド」、「三重地域特産品」、「HACCP手法導入認定制度」、「エコファーマー」などが考えられますが、運用上の問題であると考えます。	
			40	「人と自然にやさしい みえの安心食材表示制度」の認証と制度を統一して頂きたい。 鶏卵も本年4月から「みえの安心食材」の認証を受け付けて頂けるよう準備が進んでおりますが、農林水産物の認証制度の認定・運営については本条例の制度運営とみえの安心食材の制度運営を統一して頂きたい。	認証制度については、現在行われている認証制度等を活用することが考えられます。例としては、「みえの安心食材」、「三重ブランド」、「三重地域特産品」、「HACCP手法導入認定制度」、「エコファーマー」などが考えられますが、運用上の問題であると考えます。	
	1 相互理解の推進等		41	生産農家の取組を消費者は聞きたい。	条例の運用上の問題であると考えます。	
			42	現在行政等によって開催される、意見交換・相互交流の実態を見ると、一方通行的な情報提供や情報開示が中心であり、情報の双方向性および情報の共有にもとづいて関係者が考えあう時間が十分に設けられていません。昨年発生した事案でも、県はホームページ上で情報提供するのみで、県民に対する説明の場は持たれていません。 このことから、意見交換・相互交流を実施するにあたっては「情報の双方向性および情報の共有にもとづいて関係者が考えあう」という表現に修正すると同時にそのための人材育成・組織体制が必要であると考えます。	いただいた御意見は、「情報の双方向性及び情報の共有の考え方」に基づいて - 二 - 県民の参加等について規定していますが、「情報の双方向性及び情報の共有」を条例に規定し、すべての事案に対して「情報の双方向性及び情報の共有」を行うことは妥当ではなく、その考えに立脚しつつ、個別具体的な案件に即して考えていくべきと考えています。	
			2 関係者との協働			
			3 施策の提案			
	4 危害情報の申出	43	県が申出人に対して措置を講じた結果の扱いが明記されていません。県民に対する食の安全・安心に関わる情報提供として、危害情報の申し出があった事実及び県が申出人に対して講じた措置の結果等を県民に知らせることについて明記することを要望します。	危害情報の申出については、その情報の内容に応じて、個別具体的に判断して対応するのが適切であると考えています。		
				44	前文の(4)にある「本県において、食品の安全性及び信頼性を損なう事件が発生し、消費者である県民に、食に対する不安感や不信感を抱かせた。」ことを受けて、本条例の検討がされていることを考えると主たる対象は一般的な食品であると理解しています。しかしながら、「1 安全な農林水産物の供給」、「2 出荷・販売の禁止」、「5 立入調査」においては、その対象を農林水産物に特化している印象を受けます。 このことから、総則の「2 定義」で定める(1)(2)に規定する食品等を扱う食品関連事業者が本条例の対象外と理解する可能性を否定できません。よって、総則の「2 定義」で定める(1)(2)に規定する食品等を併記する必要があると考えます。	「1安全な農林水産物の供給」、「2出荷・販売の禁止」、「5立入調査」、「6措置勧告」については、食品関連事業者のうち、「農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらのもので構成される団体」をその対象として考えています。
				45	前文の(4)、総則の3の(3)、基本的施策の一6など加工食品の問題が今回の条例提出の主な趣旨と受け取れるにもかかわらず、「安心・安全の確保に関する措置の1、2は農業者のみの処置に偏り過ぎているように思われる。	「1安全な農林水産物の供給」、「2出荷・販売の禁止」、「5立入調査」、「6措置勧告」については、食品関連事業者のうち、「農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらのもので構成される団体」をその対象として考えています。農林水産物以外の食品等については、食品衛生法第11条で、基準を超えた食品等の製造、販売の禁止などについて規定がなされていますが、基準を超えた農林水産物の出荷については、食品衛生法上は禁止されていません。したがって条例骨子案においては、この部分、つまり、農林水産物の出荷についても規制をかけようとしたものです。
				46	平成16年5月の農薬取締法の大幅な改正につづき肥料取締法の改正、食品安全基本法の改正、食品衛生法の改正に続き、ポジティブリストの施行、これに伴う「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」「農作業の記録と保存」と農業者にとっては大変なことと困惑と戸惑いがあったのに対し、指導者の多大の努力と農業者、関係者の誠意と働きにより、やっと当初不安が解消されてきている。出来れば2、3年前にこれら条例により後押しがあったらと思われる。	参考にさせていただきます。
47				この条項は明らかに、農林水産物の一次産品に対するものであり、加工食品のように工程を経過することによる危害リスクに対する表記が無いのは何故でしょうか？ 農水からの視点である「県産の一次産品」しか意識されていないのでしょうか？ 赤福問題が本条例策定の発端であるとするならば加工食品まで含めなければならないのではないかと考える。	食品衛生法第11条では、法の定めた規格、基準に反する食品等の製造、加工、輸入、販売等を禁止する旨を規定していますが、これらの基準に反する農林水産物の出荷については禁止されていません。本条例においては、このような法のすきまを埋めるべく、食品衛生法第11条の定める規格、基準に反する農林水産物の出荷・販売を禁止する旨を規定したものです。同法第11条の基準に違反する加工食品の製造、加工、輸入、販売などについては食品衛生法で既に禁止が規定されているため、本条例で規定することはできないものと考えました。	

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
		1 安全な農林水産物の供給	48	なぜ、農林水産物だけですか？ 食品の諸問題は、加工食品で多く問題になっております。	この骨子案は、「2 出荷販売の禁止」において、食品衛生法第11条に定める基準に反する(又は疑いのある)農林水産物の出荷・販売を禁止しています。この「2 出荷販売の禁止」には罰則は規定されていませんが、規定の実効性を担保するために、「1 安全な農林水産物の供給」において、関係法令で定める基準に従って農林水産物を生産する義務があると同時に、県は、生産者の活動をサポートするために必要な技術的支援を講ずるものとしています。次に、農林水産物に限定した理由ですが、食品衛生法第11条では、法の定めた規格、基準に反する食品等の製造、加工、輸入、販売等を禁止する旨を規定していますが、これらの基準に反する農林水産物の出荷については禁止されていません。「2 出荷・販売の禁止」においては、このような法のすきまを埋めるべく、食品衛生法第11条の定める規格、基準に反する農林水産物の出荷・販売を禁止する旨を規定したものです。同法第11条の基準に違反する加工食品の製造、加工、輸入、販売などについては食品衛生法ですでに規定されているため、本条例で規定することはできないものと考えました。
			49	修正規定 「(見出し)安全な食品等の供給」 「(1)食品関連事業者は、関係法令で定める基準に従い、安全な食品等を生産、供給しなければならない。」 (2)県は、食品関連事業者による安全な食品等の供給に…… (理由) 農林水産物と言う特出しをなぜする必要があるのか。また農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品の使用については、現行法律があるので関係法令でいいのではないか。	この骨子案は、「2 出荷販売の禁止」において、食品衛生法第11条に定める基準に反する(又は疑いのある)農林水産物の出荷・販売を禁止しています。この「2 出荷販売の禁止」には罰則は規定されていませんが、規定の実効性を担保するために、「1 安全な農林水産物の供給」において、関係法令で定める基準に従って農林水産物を生産する義務があると同時に、県は、生産者の活動をサポートするために必要な技術的支援を講ずるものとしています。次に、農林水産物に限定した理由ですが、食品衛生法第11条では、法の定めた規格、基準に反する食品等の製造、加工、輸入、販売等を禁止する旨を規定していますが、これらの基準に反する農林水産物の出荷については禁止されていません。「2 出荷・販売の禁止」においては、このような法のすきまを埋めるべく、食品衛生法第11条の定める規格、基準に反する農林水産物の出荷・販売を禁止する旨を規定したものです。同法第11条の基準に違反する加工食品の製造、加工、輸入、販売などについては食品衛生法ですでに規定されているため、本条例で規定することはできないものと考えました。
			50	この間発生した農林水産物の安全に関わるさまざまな事件は、国が定めた農林水産物の生産・流通における安全を確保する法律やしゅみ、そして運用が不十分であることの表れだと考えます。消費者が農林水産物の安全性を確認でき、安心して利用できる社会的なルールとしゅみの確立と運用を要望するとともに、本条例がその補完的な役割を果たすことに期待します。そのためにも、食料自給率の向上を含めた実効性のある計画づくりを明記していただくことを要望します。	御意見として参考にさせていただきます。
			51	農業者に対する指導体制の強化 農家のなかには、「農薬の使用は容器のラベルをよく読んで使って下さい」と言っても細かく書かれているため読めないようなことも多く、農家との対話のなかでの指導が必要となっている。 このため、私どもも、農家の要望に応えるため、農業技術の習得研鑽に努めておりますが、県及び関係機関の指導体制の充実を要望する。	- - - 2(監視指導体制の強化)、3(調査研究の推進)、4(人材の育成)、 - 1(安全な農林水産物の供給)等において、指導をはじめとして必要な技術的支援を県が講ずることとしています。
			52	(1)「食品関連事業者は……出荷してはならない。」について 食品衛生法の11条2項の規定は、出荷の禁止はなじまないのではないかと。出荷の定義も必要ではないでしょうか。	食品衛生法第11条では、法の定めた規格、基準に反する食品等の製造、加工、輸入、販売等を禁止する旨を規定していますが、これらの基準に反する農林水産物の出荷については禁止されていません。「2 出荷・販売の禁止」においては、このような法のすきまを埋めるべく、食品衛生法11条の定める規格、基準に反する農林水産物の出荷・販売を禁止する旨を規定したものです。同法11条の基準に違反する加工食品の製造、加工、輸入、販売などについては食品衛生法で規定されているため、本条例で規定することはできないものと考えます。「出荷」は、農林水産物を市場に出すことを意味しますが、定義までは不要と考えています。
			53	(2)「疑いがある」について 食品衛生法では、基準に合わないとはっきりしています。このことは、事実をとらえて対象としています。 どのような時点で疑いというのか、事業者は混乱するのではないのでしょうか。 疑いを含め、違反のすべてを報告対象としていますが、健康被害に限定するなどをしていただきますようお願いいたします。 過度の負担となるおそれがあります。	食品衛生法11条の定める規格、基準違反に違反する農林水産物と同一の畑、海域で生産された農林水産物については、同様の違反の蓋然性が高いことから、安全性が確認されるまでの間は出荷、販売を禁止する旨を規定しています。ゼロリスクでないものはすべて「疑いがある」とするものではありません。
			54	前文(5)に「このような状況において、本県における食品の安全性及び信頼性を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるとともに、安全・安心な県産食品の供給の拡大に寄与するものである。」と記されているが、県産食品とはどこまでのものを指すのか。骨子案全体からは、農林水産物に絞られているように読める。加工食品は、どの様な位置付けで考えられているのか不透明である。 例えば - 1、2、5に於いては農林水産物と記されており、加工食品についての記載はない。 (前文における意見と同じ)	前文中における「県産食品」については、三重県で生産、製造、加工などが行われるすべての食品を指すものと考えております。 - 1、2、5は、安全な農林水産物の供給(食品衛生法違反の農林水産物の出荷禁止など)について規定しています。加工食品については食品衛生法11条において、その製造、加工自体が規定されていることから、 - 1、2、5においては加工食品については規定していません。

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
安全・安心の確保に関する措置	2 出荷・販売の禁止		55	(2)「販売が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない」とあるが、(1)も含め農林水産物のみが対象なのか、また該当する疑いのあるものについては解釈の仕方、特に拡大解釈していくと、規模が広がるおそれがある。以下のように提案する。 「食品関連事業者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売が禁止された食品等はその安全性が確認されるまでは販売してはならない」	食品衛生法第11条では、法の定めた規格、基準等に違反する食品等の製造、加工、輸入、販売等を禁止する旨を規定していますが、これらの基準に反する農林水産物の「出荷」については禁止されていません。このような法のすきまを埋めるべく、食品衛生法第11条の定める規格、基準に違反する農林水産物の出荷・販売を禁止する旨を規定したものです。同法第11条の基準に違反する加工食品の製造、加工、輸入、販売などについては食品衛生法で規定されているため、本条例で規定することはできないものと考えました。また、「疑い」については、食品衛生法第11条の定める規格、基準違反に違反する農林水産物と同一の畑、海域で生産された農林水産物については、同様の違反の蓋然性が高いことから、安全性が確認されるまでの間は出荷、販売を禁止する旨を規定したものであります。したがって、ゼロリスクでないものはすべて「疑いがある」とするものではありません。
			56	食品関連事業者の定義には無い「出荷」という言葉が出て来るのはなぜか。その意図は。	食品衛生法11条では、法の定めた規格、基準に反する食品等の製造、加工、輸入、販売等を禁止する旨を規定していますが、これらの基準に反する農林水産物の出荷については禁止されていません。「2 出荷・販売の禁止」においては、このような法のすきまを埋めるべく、食品衛生法11条の定める規格、基準に反する農林水産物の出荷・販売を禁止する旨を規定したものです。11条の基準に違反する加工食品の製造、加工、輸入、販売などについては食品衛生法で規定されているため、本条例で規定する必要はありません。
			57	(2)安全性の確認された後とあるが、その確認は誰が行い、どのような機関で行わなければならないのか。	出荷しようとする者が安全性を確認するため、検査機関等において検査することになると考えられます。
			58	2 出荷・販売の禁止、5 立入検査、6 措置勧告について、なぜ、農林水産物だけですか？ 農林水産物に限定すれば、加工食品については安全・安心の確保のための供給である出荷・販売、立入検査、措置勧告の規定はないこととなります。	食品衛生法第11条では、法の定めた規格、基準に反する食品等の製造、加工、輸入、販売等を禁止する旨を規定していますが、これらの基準に反する農林水産物の出荷については禁止されていません。このような法のすきまを埋めるべく、食品衛生法第11条の定める規格、基準に反する農林水産物の出荷・販売を禁止する旨を規定したものです。食品衛生法第11条の基準に違反する加工食品の製造、加工、輸入、販売などについては食品衛生法で規定されているため、本条例で規定することができないものと考えました。したがって、「2 出荷・販売の禁止」を担保するための「5 立入検査」、「6 措置勧告」も、農林水産物が対象となります。
			59	修正規定 「(1)・・・販売等が禁止された食品等を出荷してはならない」 (2)・・・販売等が禁止された食品等は、その安全性が・・・ (理由) 前文(5)県産食品の供給の拡大に寄与するの意図からも「該当する疑いがあるものは、」の表現は、不明瞭であり、風評被害がでる可能性ともなるので削除する。	食品衛生法第11条では、法の定めた規格、基準に反する食品等の製造、加工、輸入、販売等を禁止する旨を規定していますが、これらの基準に反する農林水産物の出荷については禁止されていません。「2 出荷・販売の禁止」においては、このような法のすきまを埋めるべく、食品衛生法第11条の定める規格、基準に反する農林水産物の出荷・販売を禁止する旨を規定したものです。食品衛生法第11条の基準に違反する加工食品の製造、加工、輸入、販売などについては食品衛生法で規定されているため、本条例で規定することはできないものと判断しました。 また、「疑い」については、食品衛生法第11条の定める規格、基準違反に違反する農林水産物と同一の畑、海域で生産された農林水産物については、同様の違反の蓋然性が高いことから、安全性が確認されるまでの間は出荷、販売を禁止する旨を規定したものであります。したがって、ゼロリスクでないものはすべて「疑いがある」とするものではありません。
			60	(1)「違反する疑い」について 疑いどのように判断していったらいいのか。 すべてを報告の対象とするのではなく、健康被害に限定する方が実効性が上がるのではないかと。 事業者も報告することによって、県民への周知情報が早く行うことが可能となり本条例の実効性もあがるのではないかと。	この規定の趣旨は、自主回収のうち、健康被害の防止など、一定の要件に該当する重要なものについて、事業者から県への報告を義務付け、県が情報提供を行うことによって自主回収の促進を図ることにあります。 「疑い」の判断は、第一義的には自主回収を行う者が判断しますが、実際には、県と相談して判断することになると考えられます。 報告の対象となる要件については、健康被害防止の観点を中心に要件を定めていますが、食品表示に関する部分についても、消費・賞味期限、原材料表示などの一定の範囲のものについても自主回収の報告の対象とすることが適切であると考えています。
			61	一般の量販店等においては不特定多数の消費者を対象としていることから自主回収において十分な成果を得られないことも予想されます。回収結果に対して最終的に県がどのように判断するのか具体的に明記していただくことを要望します。	「4 回収に係る指導等」において、回収の措置が人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、必要な指導を行うことができることと考えています。
			62	(2)について 行商、朝市などで販売される事業者を意識した表現で、配慮は大変良く判ります。が、県民の生命財産を守るのであれば、採れたてであっても、食品の対象として提供される以上、安全の担保の上に成り立っており、「事件・事故」が起これば回収・報告をさせることにしなければ、食中毒事故のように「小さい発生件数であれば問題視しない」は、今回のような「中国ギョーザ薬物事故」のように大きく後手に回る心配はありませんか？	本規定については、自ら生産、製造等をした食品等を、卸売を行うことなく、その施設又は場所において、対面販売等により直接販売する事業者については、自主回収の報告を必要としないというものです。こうした販売形態は、販売先がある程度限定されますので、店頭での表示等により消費者に回収の事実を伝えることが可能と考えられます。したがって、県が回収の事実を広く周知し情報提供する必要はないと考えています。

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
		3 自主回収の報告	63	(1) に掲げる食品等はどのような食品なのか。	JAS法の定める基準(例えば、消費・賞味期限、原料原産地、アレルギー表示に関する基準)に違反する食品等を考えています。
	64		(2) 直接に県民に販売することを主として営む者とは具体的にどのような事業者か。	卸売を行わずに、生産、製造等をした施設、場所等において対面販売等により直接販売を行う事業者のことを考えています。	
	65		(1) の「…規則に定める食品等」とは何の規則を指すのですか？	条例の施行規則で食品等の内容について規定される予定です。具体的には、JAS法の定める基準(例えば、消費・賞味期限、原料原産地、アレルギー表示に関する基準)に違反する食品等が考えられます。	
	66		修正規定 「(1)食品関連事業者は、… 食品衛生法の規定に違反し、又は違反する食品等(同法第19条第2項の規定に違反があるもの(規則で定めるものを除く。))を除く。」 (理由) 県内には、多種の食品が多様なルートを通じて流通しており、県外の食品関連事業者も含むべきである。 自主回収とは、どうゆうことを想定しているのか。 (2)のなかで直接県民に販売するとは、具体的にどうゆうことを指すのか。	「自主回収」とは、食品関連事業者自らが食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれに基づき、自らの判断で回収を行うもの(ことを)をいいます。したがって、書面に基づく命令や、回収指導を受けた場合は、本制度には該当しないこととなります。 条例は、県の区域内においてのみその効力を有するものですが、本制度は「自主回収」を行った場合の報告を「食品関連事業者」に義務付けるものであることを考えると、県内に事業所等の営業拠点施設を有しない、県外業者に対しては、仮に条例の対象としても、県が指導を行うことは困難であり、実効性の低いものになると考えられます。 なお、「直接県民に販売する」とは、卸売を行わずに、生産、製造等をした施設、場所等において対面販売等により直接販売を行う事業者のことを考えています。	
	67		(1) 文中の疑いがあるを削除し、同(2)については、例外規定を設けるべきではないと考えます。	本規定の趣旨は、自主回収のうち、健康被害の防止など、一定の要件に該当する重要なものについて、事業者から県への報告を義務付け、県が情報提供を行うことによって自主回収の促進を図ることにあります。「疑い」の判断は、第一義的には自主回収を行う者が判断しますが、実際には、県と相談いただいで判断することになると考えられます。	
	68		(1)の文中に別に規則で定めるとありますが、具体的にはどのような事業者の範囲でしょうか。	県内に事業所、事務所等の事業拠点を有する食品関連事業者で、食品等を生産、採取、製造、輸入し、又は加工することを営む者、自らのプライベートブランド商品や食品衛生法に基づき「固有記号」を使用している販売者、を中心に考えています。	
	69		(2)で、当該店舗で自ら製造し、そこで販売するインスタ製造品は対象外となりますか。	対象外となります。	
	70		中国産の冷凍餃子に含まれていたメタミドホスおよびジクロロホスに起因する健康被害の発生した今回の事案では、消費者の要求の第一は「情報」に対するものであります。新聞をはじめとするマスコミ報道による情報は、「速さ」という面においては効果がありますが、その「正確性」については各社の報道姿勢によって必ずしも適切な情報が国民もたらされている状況になっていません。 健康被害が発生した、またはその疑いのある場合は、事業者としては県と連携しながら正確な情報を正しく県民(消費者)に発信していくことが重要であると考えます。このことを踏まえて、回収報告と同時に県庁のホームページを活用しての回収や対応等の情報発信をおこなうことができるように追記してはどうでしょうか。	運用上の問題であると考えます。	
	71		(4)「報告の内容に係る情報提供」について 事業者が積極的に、前向きに取り組んだ結果、損をする感じを受けないのか。 自主的な回収であり、公表の範囲は、健康被害に限定して行うようお願いしたい。 健康被害がないものまで一律に報告、公表することは、除外していただきたい。 正直な報告が不誠実の印になるおそれ大きい。 事業者の多くは、中小規模事業者であります。混乱のないようによりしくお願いします。 県外のみ流通を除外していますが、県内への逆流通も考えられることから、このことは同様に考えればよいのではないのでしょうか。	本制度は、事業者が自主的な回収を行った場合で、一定の要件に該当する場合には、その自主回収を促進するために、県が報告を受け、報告を受けた県が県民に情報提供を行うものであり、事業者に対するペナルティーとしての性質を有するものではありません。 自主回収を行ったものに関してすべて情報提供を行うのではなく、食品衛生法違反、健康への悪影響の未然防止又は食品等への信頼性の確保の観点から規則で定める食品等(例えば、消費・賞味期限、原料原産地、アレルギー表示などJAS法の定める基準のうち、重要な基準違反の食品等)についての自主回収を行った場合に、その情報を県民に提供し、自主回収を促進することとしています。 なお、条例は、県の区域内においてのみその効力を有することから、県外の食品関連事業者に対しては県の指導は及ばないものと考えています。	
	72		大量に製造されるものでは、第一次は、三重県外への販売であっても、流通業者を通じて、三重県内で販売されることが有ると考えるべきであり、自主回収の報告義務に例外を設けるべきではない。	検討いたします。	
	73	この間の事案では県庁内の関係各部局の連携の不備が指摘されています。したがって、「知事は…規定による報告を受けたときには、速やかに」としていますが「知事は…規定による報告を受けたときには、直ちに」と改め、今後は迅速な対応がおこなわれるようになること要望します。また、事業者より回収報告があった際には県による「公表」が必要であることから、「公表」などの対応を追記することを要望します。	県が報告を受けた場合には、事実確認等を行う必要もあると考えられ、速やかに、情報を提供するものとしています。また、(4)の規定において、自主回収を促進するため、報告を受けた県が県民に情報提供を行うこととしています。		
		4 回収に係る指導等			

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)	
			74	自主回収の報告の全てを公表するという事は、風評被害につながり、小規模農業生産者においては経営の継続を危ぶまれることにつながります。 ならば、小規模生産者などの経営立て直しなどの十分な配慮が必要ではないですか？	本制度は、事業者が自主的な回収を行った場合で、一定の要件に該当する場合には、その自主回収を促進するために、県が報告を受け、報告を受けた県が県民に情報提供を行うものであり、事業者に対するペナルティーとしての性質を有するものではありません。 自主回収を行ったものに関してすべて情報提供を行うのではなく、食品衛生法違反、健康への悪影響の未然防止又は食品等への信頼性の確保の観点から規則で定める食品等(例えば、消費・賞味期限、原料原産地、アレルギー表示などJAS法の定める基準のうち、重要な基準違反の食品等)についての自主回収を行った場合に、その情報を県民に提供し、自主回収を促進することとしています。	
			75	自主回収まで指導の必要があるのか。	健康に係る被害の発生を防止するために、自主回収が適切に行われるよう、個別具体的な事例によっては指導が必要となることも考えられます。したがって、必要な指導(具体的には回収対象のロット、製品の範囲の拡大など)を行うことが「できる」旨を規定しています。	
			76	農林水産物としており県内加工食品については言及されていない。赤福のような事例では「食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。」と言うことが出来ないのではないか。	立入調査は、「2 出荷・販売の禁止」の規定に違反して農林水産物を出荷・販売又はそのおそれがあるときにおこなうことができる旨が規定されています。「2 出荷・販売の禁止」は農林水産物を対象としていることから、「立入調査」においては県内加工食品とは関連がありません。加工食品については、食品衛生法をはじめとした関係法令に基づいて立入検査等が行われることとなります。	
			77	調査時の検査員証とその提示、犯罪捜査と無関係などの規定が必要ではないですか？	条文化の段階において規定することとしています。	
	5	立入調査	78	修正規定 「知事は、食品関連事業者が - 2の規定に違反して食品等を出荷し、若しくは販売したとき、…」	立入調査は、「2 出荷・販売の禁止」の規定に違反して農林水産物を出荷・販売又はそのおそれがあるときにおこなうことができる旨が規定されています。「2 出荷・販売の禁止」は農林水産物を対象としていることから、「立入調査」においては県内加工食品とは関連がありません。従って「農林水産物」がその対象となります。	
			79	文中にその職員とあるが、この職責等を明確にしてください。	「その職員」とは、知事が調査を行わせる担当職員のことを意味します。その職員には、事業所、施設等への立入調査、食品等、帳簿書類、その他の物件の調査、試験、検査を行うための物件提出の要求、の権限を付与します。	
			80	修正規定 「(1) - 2の規定に違反して食品等を出荷し、又は販売したとき」	措置勧告は、「2 出荷・販売の禁止」の規定に違反して農林水産物を出荷・販売したとき、立入調査を拒否したとき等、に行うこととしています。したがって、措置勧告の対象は、農林水産物に限定され、農林水産物以外の「食品等」はその対象とはなりません。	
	6	措置勧告	81	猶予期間を設けてはどうでしょうか。	措置勧告を出す前に釈明及び証拠の提出の機会を付与してあります。	
			82	(3)の公表は上位法律(食品衛生法)と重複しますが、ダブルで適用となりますか。	措置勧告における公表は、「2 出荷・販売の禁止」に関する違反をその基本と考えています。「2 出荷・販売の禁止」は、食品衛生法には抵触しない部分について規定したものでありますので、御意見のようにダブルで適用になることはありません。	
			83	菓子業界等の零細製造業者へはどのように周知されますか。	運用上の問題であると考えます。	
		1	設置等	84	「…検討会議(仮称)…」はインパクトが弱いです。もっと強く「…推進会議…」の方が判り易いですが如何でしょうか？	本規定は、現在の「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を条例に位置付けることをその主旨としています。したがって、名称については現行のままが適切であると考えます。
			85	食品関連事業者はどのような事業者まで指すのか不透明。検査機関は含まれるのか。	広く食品関連事業者の中から適切な者を委員として任命することができる規定にしておく必要があると考えます。なお、検査機関については、食品関連事業者の中には含まれませんが、知事が指定するものとして委員として任命することは可能と考えています。	
		2	組織等	86	検討会議の委員の任期の規定は必要でないでしょうか。	条文化の段階において規定することとしています。
			87	(2)の各構成員の配置(定員)を明確にほしい。	各構成員の配置については、合計で10名以内を考えており、定員については、諸々の条件を考慮して、状況に応じて適切に判断されるものと考えます。	
			88	(2)で、知事が任命する検討会議委員の任期はいつまでですか。	条文化の段階において規定することとしています。任期は2年と考えます。	
			89	本条例を、より具体化、実現していく上で、これに関する細則は、当然作成されると考えるが、時期はいつ頃を予定されているのか。	本条例(一部を除く。)の施行日は平成20年4月1日を考えています。したがって、施行規則(一部を除く。)についても平成20年4月1日の施行を考えています。	

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
雑則		委任	90	この条例を受けて、規則は具体的にどのようなものになりますか。	この条例を受けて、知事は施行規則を制定する必要がありますが、その内容は、「施策の提案」を行う際の様式、「自主回収の報告」の対象となる食品関連事業者及び報告を必要とされる場合の要件その他自主回収報告に関する各種報告様式、「立入調査」の身分証明書の様式等、「措置勧告」の様式、意見陳述の機会の手続、措置勧告の公表の方法、検討会議の規定、などについて定められることが考えられます。
附則	1 施行 期日		91	条例の周知と施行について 第4回検討会議の執行部聴き取りの中でも執行部より条例の周知と施行期間について意見が出されたように、本条例の施行にあたっては、県民をはじめ生産者・事業者への周知徹底が必要になります。施行にあたっては、この点を十分検討されることを望みます。また、それに必要な広報はホームページだけでなく、広報物(概要版、本編)を作成するとともに、消費者団体、事業者団体および29市町との連携を図る等の対応していただくことを要望します。	安全・安心の確保に関する措置(1安全な農林水産物の供給を除く。)については、周知期間を考慮して、施行期日を考えています。周知の方法については、検討していきます。
			92	本条例の施行にあたっては、関係者が広範囲におよぶことから、これらに対して周知徹底をはかる必要があると考えます。取引先にも周知していきたいと考えていますが、それに際しての広報物を作成していただき、活用できることを要望します。	安全・安心の確保に関する措置(1安全な農林水産物の供給を除く。)については、周知期間を考慮して、施行期日を考えています。周知の方法については、検討していきます。
		2 見直し	93	誰が「必要があると思われる」判断をするのが明記されていません。このため、見直しの適切な時期を逃すだけでなく、最悪は見直しがおこなわれない可能性もあります。このことから、見直しの判断をおこなう主体について明記する必要があると考えます。	法律や条例は、その施行状況に応じて絶えず見直しが行われるのは当然のことと考えられ、通常は、見直し規定については敢えて規定されません。しかし、現在、国においても食の安全・安心をはじめとした消費者行政の見直しが行われていることから、場合によってはその見直しを受けて本条例も見直しを行う必要があります。本規定は、そのことを敢えて規定したものです。なお、条例提案権は、基本的には知事と議会との双方にあることから、見直しを行うものを限定することは不適切であると考えます。
	3 その他	94	どの組織で実施・規定されるのかを明確にすべきと考えます。	その他の附則の内容としては、出荷・販売の禁止に違反する場合の経過措置などが考えられます。条文化を行う際に併せて規定します。	
			95	少しくどい感じがします。県民が読んでもう少し解り良い文面にならないでしょうか。	法律や条例は、独特の表現、言い回し、用語の使い方等が確立されており、御意見のとおり通常の文章とは異なる文章とならざるを得ない面がありますので御了承くださいますようお願いいたします。
			96	全体的に文章が長いこともあり県民にとって理解するためには読みづらいものとなっています。このことから、なるべく平易な言葉で簡潔に書かれることを要望します。	法律や条例は、独特の表現、言い回し、用語の使い方等が確立されており、御意見のとおり通常の文章とは異なる文章とならざるを得ない面がありますので御了承くださいますようお願いいたします。
			97	行政処分、罰則はどうか。事業者は周知されていると思いますが、消費者にも知って頂くことも大切だと思いますので、記入は出来ないのでしょうか。	本条例において罰則が関係し得る部分としては、「2出荷・販売の禁止」に関連した、「5立入調査」、「6措置勧告」の規定があげられます。しかし、「2 出荷・販売」の規定は、食品衛生法上は許容されている「出荷・販売」の部分を規制することから、罰則については謙抑的に考え、今回は規定しないこととしています。
			98	本条例骨子案に対するパブリックコメントの募集が1月31日よりおこなわれています。三重県のホームページでは議会事務局のコンテンツおよび食の安全のコンテンツのみの案内となっています。広く県民や事業者に知らせていくことの必要性を考えると、わかりづらいものとなっているのが現状です。三重県のホームページのトップページやトップページの政策意見募集(パブコメ)においても意見募集を幅広くお知らせしていくことを要望します。	「議会のパブリックコメント」と「知事部局のパブリックコメント」とは、議会と知事との位置付けの違いから、別の制度として運用されています。したがって、議会の行うパブリックコメントについては、議会のホームページで行うことを原則としています。
			99	何について、どうしたいのかが不鮮明 全体の構成が「食品全般」を意図された書き出しの印象が有るが、条例の後半からは、「農林水産の一次産品」に特化した表現方法になってきており、食の安全のもう一方の角度である「食品衛生」の観点となる「加工」に付随した安全の確保に関する配慮した標記が無い。	「1安全な農林水産物の供給」、「2出荷・販売の禁止」、「5立入調査」、「6措置勧告」については、農林水産物を対象としていますが、「3 自主回収の報告」をはじめその他の部分については、加工食品も含めた食品等全般を対象とした規定となっています。
			100	標題(タイトル)について 配布された意見聴取案内では2の項目に「…揺らいだ県民の皆様の県産食品に対し安全・安心に関する信頼を回復…」とありますが、この条例は、「三重県」「三重県産」の何れをお考えなのか 或いは、県、県産を何れも外し「みえ 食の安全…」のようにな書きで「みえ」のみのほうが理解し易いのではないかと。	「三重県における」食の安全・安心の確保をこの条例では目的として考えています。また、常用漢字を使うことが法律、条例等を作成するときの原則となっていることから、本条例においても「三重県食の安全…」とする方が適切であると考えます。
			101	なぜ、何の目的で、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」を制定が必要ですか？ 三重県議会ホームページに掲載されておりますように、食の安全・安心に関する法令は整備されていることと理解しております。法令に不備があるならば補足が必要と思いますが、ご説明をお願いします。 三重県の安全・安心な農林水産物や食品の生産・販売を啓発するものであれば賛成です。	本県において発生した食品の安全性及び信頼性を損なう事件をきっかけに、三重県における食の安全・安心を確保するための施策を総合的に推進し、県民の健康の保護、県民に信頼される安全・安心な食品の供給と消費の拡大を図ることを目的として本条例を制定しています。 ただ、食品衛生法においては、農林水産物の出荷に関する規定が行われていないことから、この部分を補足するという意味で「2 出荷・販売の禁止」について規定をした部分があり、結果的に農林水産物に対する規制が目立つ構造となっています。 しかし、その他の部分については、三重県における安全・安心な食品の生産、製造等のために県が指導、支援を行うという考えをもとに条例を作成しています。

章	節	項目	番号	骨子案に対する意見の概要	考え方(案)
その他			102	安全・安心な食品提供の根源をなす農業者の実態と援助 農業の現状は大変な状況になっている。資材費が高騰するなか農産物価の下落で農家所得が減少しているなかで、三重県の農業従事者は60歳以上が50%をこえた状況になっており、更に毎年6,500人程度従事者が減少している等があり、肝心の食の安全・安心を担う農家に元気になってもらわなければこまる。そのために、農業に対する充実した県施策を要望する。	条例制定の趣旨は、第一に食の安全・安心を確保することであり、また、対象を農業に限定しているものでもないことから、農業に対する充実した施策については本条例で規定するべきものではないと考えています。
			103	安全・安心な食品提供について県民への理解と啓蒙 安全・安心な農産物は無農薬や無肥料ではなく、適正に使用して健全に生育した農産物が安全な農産物であること、またこれが食の安心、更には安定供給に繋がっていることを県民の皆様様に理解して頂くことが重要である。 このため、県民消費者に正しく理解していただくための啓蒙活動を要望する。	- - - 3(調査研究の推進)、 - - - 5(食育の推進による知識の普及啓発)、三 - 二 - 1(相互理解の推進等)において、食の安全・安心をはじめとした食に関する知識の普及啓発活動を行うこととしています。
			104	本条例の制定の主旨は、三重県民が安全・安心な農林水産物、加工食品を食べよう、そして安定した供給ができるよう、且つ、食品産業が発展し、地産地消を推進することにあると考えています。 ならば、このような監視、監督というような条例ではなく、安全な農林水産物、食品を生産、供給できるように指導し、啓発する条例にして頂きたい。そして、地産地消が奨励され、生産者、消費者とも同じ県民が豊かで、温かい心でお付き合いできるような条例の制定にご配慮頂きたいと要望します。	本条例の制定の趣旨は、御意見と同趣旨であり、「監視、監督」のみについて規定している条例ではありません。
			105	「県民のために食の安全・安心の確保が重要である」という認識には、変わりない。	御意見として参考にさせていただきます。
			106	県条例と言う事で、各都道府県での指導基準に格差が生じることが想定される。すでに、極めて厳しい県間産地競争にさらされており、県内事業者にとって、これ以上のコストアップ(安全・安心確保のための管理コスト)は、死活問題に直結ご配慮願いたい。	条例の有無とは別に、他県においてもそれぞれの担当部局において食の安全・安心の確保に関し、所要の措置が講じられているものと考えています。
			107	地方公共団体への情報提供、県民への公表については、このことによる風評被害が、他の生産者に甚大なる被害をおよぼす可能性が高いことから、くれぐれも慎重に対応願いたい。	御意見として参考にさせていただきます。
			108	本条例の基本理念に賛同するとともに、実効性のあるものとなることを期待するところです。そのためにも情報提供の仕方など更に工夫いただき、さまざまな場所・場面で本条例がより多く県民の目に触れる機会を多く持たれることを要望します。また、当会においても会員にも積極的に知らせていきたいと考えています	御意見として参考にさせていただきます。
			109	椎茸栽培は、安い中国産が入り、皆さん廃業されて市内で我が家1軒になりました。地産地消でと言われても、担い手は高齢者がほとんどで、農業では生活できなく苦しい状態です。管理された施設で大量に作られる野菜類と細々とした露地との違いもあります。県内で細々とがんばっている者もいる状態を知っていただきたい。	御意見として参考にさせていただきます。
			110	食品衛生法(安全)の観点から書かれていますが、JAS法(安心)の見地からも明記すべきと考えます。	この条例は、食の安全・安心を確保することをその目的としており、JAS法の見地も考慮したものとしています。